

回答自治体名： 寒河江市

担当課室： 市民生活課 環境保全推進室

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

当市域で一時保管されている指定廃棄物（側溝汚泥）については、平成25年9月24日に保管している汚泥からサンプル採取し、簡易測定検査を実施した結果、減衰し基準値の8,000ベクレルを下回る結果となっていた。このため、平成26年3月に環境省東北地方環境事務所を通し、環境省に指定解除について打診したが、その後何ら応答等がない状況にある。

十分な安全性が確保された状態での保管であっても、近隣住民にとっては放射性廃棄物が身近に存在・保管されていることに起因する不安は払拭できず、保管している汚泥の早期撤去の要望が強く寄せられている。

当市域で保管している指定廃棄物が指定解除され一般廃棄物となった場合の最終処理については、西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター所有の最終処分場での受け入れについて了承を得ている状況にあり、早急な指定解除による処分を望んでいる。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

対策地域内において発生した廃棄物と、それ以外の地域で発生している指定廃棄物の量や放射能汚染レベルについては格段の差があり、対策地域を有する自治体ではその処理に苦慮されていることと思うが、それ以外の地域では当市と同様に減衰し、指定要件を満たさない状況になった指定廃棄物が相当数存在するものと思われる。最終処分の方法が整った自治体の当該指定廃棄物については、即座にこれを解除し、一般廃棄物として最終処分が可能となるよう対応してください。

ご協力ありがとうございました。